

## エンドユーザーライセンス条項

### マイクロソフトソフトウェア製品の使用に関する注意事項

本書は、お客様によるマイクロソフトのソフトウェアの使用について規定したものです。マイクロソフトのソフトウェアとは株式会社フーズネクスト(以下、「当社」といいます)からお客様に提供されたコンピューターソフトウェアを指しますが、それに付随する媒体、印刷物および「オンライン」または電子文書を含むこともあります(以下それぞれ、または総称して「本ソフトウェア製品」といいます)。当社は本ソフトウェア製品を所有するものではなく、お客様は本ソフトウェア製品を、当社からお客様に通知される一定の権利および制限に従って使用するものとします。

お客様が本ソフトウェア製品を使用する権利は、お客様が当社との間に締結した契約書に従い、かつ以下の条項をお客様が理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されますが、当社は以下の条項を修正したり変更したりすることはできないものとします。

#### 1. 定義

「クライアントソフトウェア」とは、デバイスからサーバーソフトウェアのサービスまたは機能呼び出し、またはそれらを利用することができるようにするためのソフトウェアのことです。

「デバイス」とは、コンピューター、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド PC、ページャー、電話、パーソナルデジタル アシスタント (PDA)、「スマートフォン」、またはその他の電子デバイスのそれぞれを指します。

「サーバー ソフトウェア」とは、サーバーとして機能しているコンピューター上でサービスまたは機能を提供するソフトウェアのことです。

「再頒布可能ソフトウェア」とは、下記の第 4 条（「再頒布可能ソフトウェアの使用」）に記載されたソフトウェアのことです。

#### 2. 本ソフトウェア製品の権利

本ソフトウェア製品は、Microsoft Corporation (以下「マイクロソフト」といいます) の関連会社から当社に許諾されるものです。本ソフトウェア製品 (および本ソフトウェア製品に組み込まれた、イメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキスト、「アプレット」等の素材) についての権原および無体財産権は、マイクロソフトまたはそれらの供給者が有するものです。本ソフトウェア製品は著作権法およびその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。お客様が本ソフトウェア製品を保有したり、アクセスしたり、使用したりすることによって、本ソフトウェア製品の所有権や無体財産権がお客様に譲渡されることはありません。

#### 3. クライアントソフトウェアの使用

お客様は、当社によってお客様のデバイスにインストールされたクライアントソフトウェアを、当社によってお客様に提供される説明に従って、当社のサービスと共にのみ使用することができます。本書の条項は、お客様によるクライアントソフトウェアの使用に電子的形式で表示されるマイクロソフト エンドユーザー ライセンス契約の条項に恒久的に優先するものです。

#### 4. 再頒布可能ソフトウェアの使用

当社によってお客様に提供されるサービスに関連して、お客様は、「サンプル」、「再頒布可能」または Software Development (「SDK」) ソフトウェアコードおよびツールへのアクセスが許諾される場合があります (以下個別に、または総称して「再頒布可能ソフトウェア」といいます)。Microsoft Services

Provider Use Rights 内に記載されており、当社が提示する義務を負う追加の条件に明示に同意し、それを遵守しない限り、お客様は再頒布可能ソフトウェアを使用し、改変し、複製し、および/または頒布することはできません。マイクロソフトは、当社がお客様に対して提示する追加条件に、お客様が明示に同意し、それを遵守しない限り、再頒布可能ソフトウェアのいかなる使用も許諾しません。

#### 5. 複製

お客様は本ソフトウェア製品のコピーを作成することはできません。ただしお客様は、(a) 当社の明示的な許可に従って特定のクライアントソフトウェアのコピー 1 部をデバイスにインストールすることができ、また (b) 上記の第 4 条（「再頒布可能ソフトウェアの使用」）に従って、一定の再頒布可能ソフトウェアのコピーを作成することができます。

お客様は、当社との契約が終了した場合、当社による通知があった場合、またはデバイスを他の個人または法人に譲渡した場合のうちのいずれか早期に到来した時点で、かかるクライアントソフトウェアまたは再頒布可能ソフトウェアのすべてを消去または破棄しなければなりません。お客様は、本ソフトウェア製品に付随するいかなる印刷物も複製することはできません。

#### 6. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、かかる制限にかかわらず適用のある法律により明確に許容されている限度においてはこの限りではありません。

#### 7. レンタル

お客様は、本ソフトウェア製品をレンタル、リース、貸与したり、担保の対象としたり、第三者に直接的、間接的に譲渡することはできず、第三者に対して本ソフトウェア製品の機能にアクセスさせたり、使用させたりすることはできません。

#### 8. 解除

お客様が本契約書の条項に違反した場合、当社は、他の権利を害することなく本ソフトウェア製品および関連する印刷物を使用するお客様の権利を解除することができます。解除が行われた場合、お客様は本ソフトウェア製品の使用を終了して、本ソフトウェア製品の複製物およびその構成部分を全て破棄しなければなりません。

#### 9. マイクロソフトによる保証、責任、または救済の不存在

お客様に対する保証、損害に関する責任の引き受けおよびお客様の救済は、仮にかかるものが存在する場合でも、そ

これは、マイクロソフトまたはその関連会社もしくは子会社ではなく、当社によってのみ提供されるものです。

10. **製品サポート** 本ソフトウェア製品の製品サポートは当社によって提供されるもので、マイクロソフトまたはそれらの関連会社もしくは子会社によって提供されるものではありません。
11. **フォルトトレランス** 本ソフトウェア製品には、フォルトトレランス機能を持たないテクノロジーが含まれている可能性があり、万一本ソフトウェア製品に不具合があった場合に、死亡、人身傷害、または重大な物損もしくは環境破壊をもたらす可能性のある環境またはアプリケーションとして設計、製造されたものではなく、そのために使用または適用されるものではありません。
12. **輸出規制** お客様は、本ソフトウェア製品がアメリカ合衆国輸出管理規制におけるアメリカ合衆国製品であることを認識するものとします。お客様は、アメリカ合衆国の輸出管理規則ならびにアメリカ合衆国、日本およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する制限を含めた、本ソフトウェア製品に適用されるすべての国内法および国際法を遵守することに同意されたものとします。詳細については <http://www.microsoft.com/exporting/> をご参照ください。
13. **違反** 契約違反の責任当社に対して有する責任に加えて、お客様は、本条項違反に関してマイクロソフトに直接の責任も負います。